

つちまるバス（乙戸南地区循環）
運行計画（案）

土浦市地域公共交通活性化協議会

1 運行計画策定の趣旨

土浦市では、「地区特性に応じた公共交通で快適に移動できるまち」づくりを将来像として、令和4年3月に「土浦市地域公共交通計画」（以下「公共交通計画」という。）を策定した。公共交通計画に位置付けられている「コミュニティ交通の導入促進地域」の中から、地域の状況や市民の移動の制約状況等を評価し、令和4年度第3回土浦市地域公共交通活性化協議会において、乙戸南地区を新たなコミュニティ交通（つちまるバス）を導入する地区として選定した。については、令和8年2月よりつちまるバスの運行を開始し、公共交通不便地域住民の移動手段を持続的に確保するため、本運行計画を策定する。

2 地元の組織体制

乙戸南地区では、乙戸南一から三丁目に加え、関連する乙戸町、小山田町計5地区の地区長を含め、各地区より3名程度選出された委員で構成した乙戸南周辺地区コミュニティ交通運行協議会（以下「運行協議会」という。）を組織する。土浦市地域公共交通活性化協議会が、運行協議会や土浦市と連携しながら、乙戸南地区のコミュニティ交通運行に取り組むこととする。

（運営委員会の構成員）

- ・乙戸南一丁目
- ・乙戸南二丁目
- ・乙戸南三丁目
- ・乙戸町
- ・小山田町

3 運行計画

つちまるバス（乙戸南地区循環）の運行は次のとおりとする。

（1）運行の態様

道路運送法第4条の許可に基づく一般乗合旅客自動車運送事業による道路運送法施行規則第3条の3第3号に定める「路線定期運行」とする。

（2）事業・運行主体

事業主体は土浦市地域公共交通活性化協議会とし、運行主体は道路運送法第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者とする。

（3）運行経路

荒川沖駅西口～乙戸南地区～ジョイフル本田荒川沖店～荒川沖駅西口

(4) 運行日・運行時間

- ①運行開始日：令和8年2月（予定）
- ②運行日：毎日（ただし、年始1/1～1/3は運休）
- ③運行時間：8:00～18:45

※利用者の安全確保のため、台風など暴風警報発令時等は運休する。運休の発信は、土浦市のホームページ、LINE等のSNSにて対応する。

(5) 運行回数

時計回り5便／日、反時計回り5便／日

(6) 停留所

25箇所

(7) 運行車両

日産キャラバンシェアキャブ（車いす1名を含む乗車定員7名）と同等のもの2台（内1台は予備車両）とする。

①移動円滑化基準適用除外認定申請

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）では、原則として、車両の新規導入の際には「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」（以下「移動円滑化基準」という。）に適合した車両の導入を義務付けている。

しかしながら、道路や地形上の問題等により、基準を満たすことが困難である場合、乗車人数が23人乗り以下であって車両総重量5トン以下の自動車について、運行地域の住民や本協議会にて協議を整え、地方運輸局へ申請し、認定を受けることで、移動等円滑化基準の一部が適用除外される。

②適用除外理由

小型車両でなければ運行できないような狭路等がある公共交通不便地域を運行するため。

③認定により適用を除外する移動等円滑化基準の条項及び内容

- ・第40条第1項 : 通路の幅
- ・第40条第2項 : 通路の手すりの間隔
- ・第41条 : 運行情報提供設備等等

(8) 運賃設定

運賃分科会にて協議

(9) 車椅子使用者への対応について

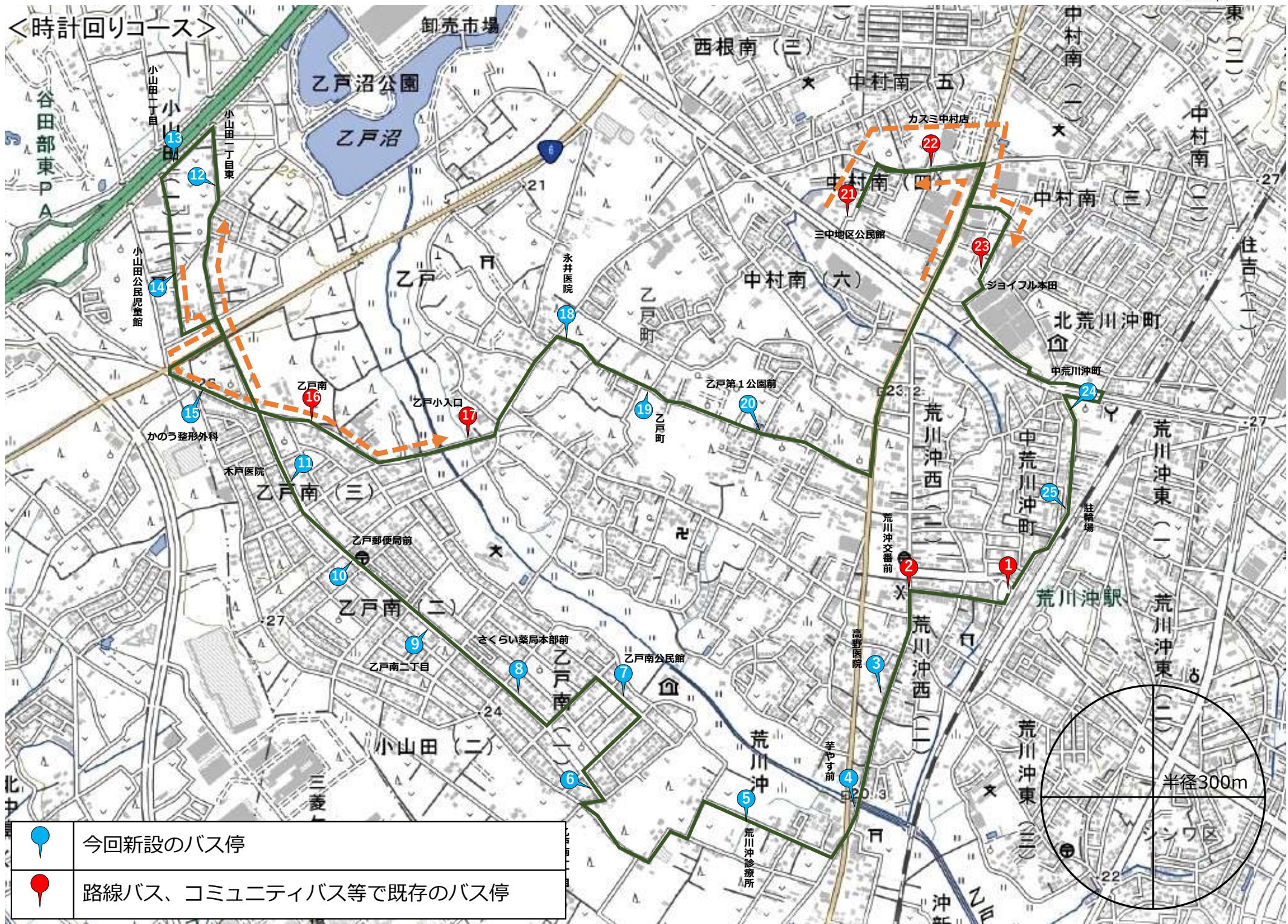
乗務員は、車椅子使用者が単独でも利用できるように、車椅子使用者が電動リフトを使用して乗降する際の必要な操作・補助を行う。

(10) 時刻表（案）

時刻表については、下記案をもとに運行業務等委託者と同受託者が協議し、安全な運行及び既存路線バスとの乗継等を考慮して必要な修正を行うものとする。

	時計回り			反時計回り	
	荒川沖駅 西口発	荒川沖駅 西口着		荒川沖駅 西口発	荒川沖駅 西口着
第1便	08:00	08:45	第2便	09:00	09:45
第3便	10:00	10:45	第4便	11:00	11:45
第5便	13:00	13:45	第6便	14:00	14:45
第7便	15:00	15:45	第8便	16:00	16:45
第9便	17:00	17:45	第10便	18:00	18:45

(11) 運行ルート



＜反時計回りコース＞

